

女川町定住促進事業補助金

女川町内に新築・中古住宅（土地を含む）を取得または、既存住宅の建て替えを行い、定住される方に補助金を交付します。また、令和5年度から、県外からの移住者の方への引っ越し代補助、中古住宅を取得した方への改修費補助のメニューも追加されました。

1 対象となる方

次の要件をすべて満たす場合に対象となります。**※法人は対象となりません。**

- (1) 平成23年4月1日以降に、定住の意思をもって女川町に新築・中古住宅（土地を含む）を取得、または建て替えにより新たに住宅を取得した方
(町内に住所がある東日本大震災の被災者については、平成23年3月12日以降に取得した方)
- (2) 補助金交付後、10年以上継続して補助対象住宅に居住する方
- (3) 補助金申請年度の前5年度において住民税等の滞納がない方（世帯全員）

2 補助金額

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| (1) 新築住宅補助（新たに土地を購入し、住宅を新築（購入）した場合） | 300万円 |
| (2) 新築住宅補助（住宅のみ新築（購入）した場合） | 225万円 |
| (3) 新築住宅補助（住宅を建て替え（新築）した場合） | 225万円 |
| (4) 中古住宅補助（中古住宅（土地含む）を取得した場合） | 150万円 |
| (5) 中古住宅改修補助（取得し中古住宅を改修した場合） | 改修費用の1/2（上限50万円） ※空き家バンク活用促進奨励金（改修奨励金）の交付を受けている場合は上限が25万円になります。 |
| (6) 引っ越し費用補助（宮城県外から引っ越しした場合） | 引っ越し費用（上限15万円） ※店舗や事務所などの併用住宅も補助の対象となります。 |

3 必要書類等

【A 交付申請】

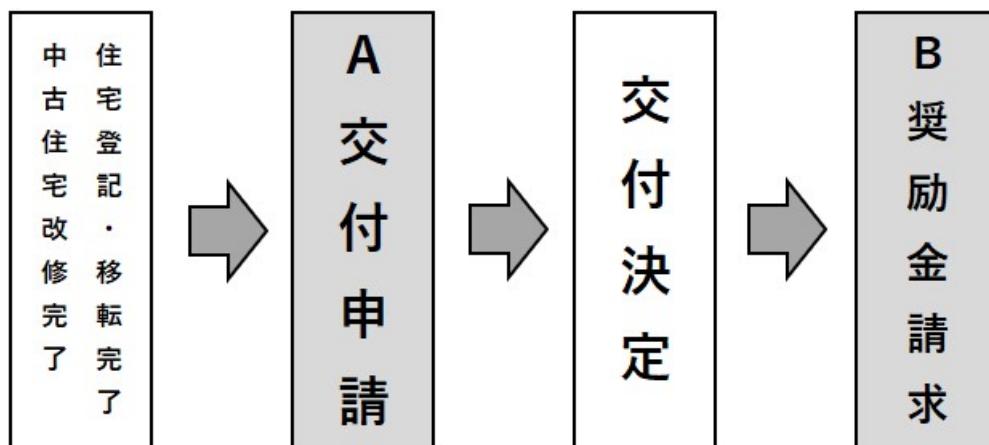
- ① 女川町定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 定住誓約書（様式第2号）
- ③ 住民票謄本
- ④ 取得した物件（土地・建物）の登記事項証明書の写し
- ⑤ 個人情報確認等同意書
- ⑥ 身分証明書（運転免許証等）
- ⑦ 納税状況を確認できる書類
 - ・もともと女川町に住んでいる場合 … 同意書（様式第3号）
 - ・新規移住者（転入者）の場合 … 納税証明書または非課税証明書（過去5年間分・世帯全員）
- ⑧ 取得した物件（土地・建物）の工事請負契約書または売買契約書
(新築住宅取得補助、中古住宅取得補助の場合)

- ⑨ 改修等の施工内容及び積算内容が確認できる書類（中古住宅改修補助の場合）
- ⑩ 業務請負契約書の写し及び領収書の写し（引っ越し費用補助の場合）
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

【B 補助金請求】

- ① 補助金請求書（様式第5号）
- ② 振込先の預金通帳（申請者名義のもの）
- ③ 印鑑（認印可）

4 申請の流れ



5 注意事項

- (1) 補助金の交付は、補助対象物件の取得につき1回の交付で、かつ1人1回の申請となります。
- (2) 住宅のみを取得し補助金の交付を受けた方で、補助金受領後に土地を取得しても、差額分の補助金の追加交付はできません。
- (3) 土地のみの取得の場合は、住宅を取得し、居住した時点での申請となります。
- (4) 災害公営住宅（戸建て住宅の払い下げ）の場合は対象外となります。
- (5) 虚偽の申請や不正な手段で補助金を受けた場合や、正当な理由がないまま10年未満で転出したり、物件の所有権を移転した場合には、補助金を返還していただく場合があります。